

能代市立湊城西小学校『いじめ防止基本方針』

(2014/2 策定)

2026/4/1 改訂

みんなで育てる 「やさしいこころ」
(校歌1、2番より)

1 基本方針策定の趣旨

能代市は感謝と思いやりにあふれる「“わ”のまち能代」を目指している。それを受け、本校は「志高く よりよく考え やりきる西っ子 ～Let's try! 立志のバトンつないでいこう～」の学校教育目標のもと教育活動を推進している。そのような中において、いじめ根絶に向けての取組を一層充実させることは重要な意味をもつものである。

「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法 第2条)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある決して許されない行為である。

「いじめ防止対策推進法」の施行(平成25年9月28日)に伴い、市の基本方針を受けて、本校でも、全ての児童が安全・安心な学校生活のもと、共に学び合う環境を作り上げることを目指し、いじめの未然防止と早期発見、適切な対処を図るための基本方針を定める。本校の方針の趣旨を学校職員及び保護者で共通理解し、いじめ防止等のための対策を具体的に行う。

「いじめ防止基本方針策定」の法的根拠

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校及び学校の教職員の責務)

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ防止対策推進法より抜粋

2 いじめ防止・早期発見のための具体的な取組

◇道徳教育の充実

- ・「秋田わか杉っ子 いじめゼロに向けた五か条」の周知や全教育活動を通じた人権尊重の指導、道徳の時間の充実
- ・全職員、全保護者等の共通認識と共通行動

◇学級経営

- ・いじめを発生させない学級経営

①ルールが守られた「安全・安心」な学級づくり

(担任のリーダーシップ)

ルールが守られた秩序のある学級の中では、精神的に弱い子でも脅えることなく安心して暮らすことができる。その秩序を担任のリーダーシップで作ることが大切である。

②いじめを生まない最も基本的な学級のルールを浸透させる

ルール1…「人を傷つけるようなことはしない。言わない」「死ね」「殺す」などのひどい言葉遣いを放置し、容認してはいけない。「ちくちく言葉」「ふわふわ言葉」などのエクササイズを工夫して実施する。

ルール2…「クラスの誰かの発言は、最後まできちんと聞く」授業はもちろん、休み時間、放課後も徹底する構えを見せる。(諸富祥彦『教師の資質』より)

- ・いじめ防止のためのポスター(右図)の掲示と日常場面での指導への活用。



◇児童主体の取組

- ・「いいところ見つけ」、「立志の木」で自分や友達のよいところ(立志の姿)を見つける活動
- ・いじめ防止行動宣言等への参加
- ・人権に関する標語の作成(5・6年)

◇児童のわずかな変化に気付くための取組

- ・定期的なアンケート調査(月1回実施)
- ・スクールライフノートや「心の天気」の活用(ICT)
- ・教育相談の実施(アンケート実施後 ※必要に応じて随時)
- ・子どもを語る会の実施 ・心の教室相談員との連携
- ・情報交換(打合せ、月1回定例職員会議、年2回子どもを語る会)

◇異学年交流

- ・縦割り班活動・各種行事・避難訓練・小中連携・幼保小連携・町内子ども会等を通じた、自他を尊重する心の育成

◇インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・系統的な指導「情報モラル指導」(年2回長期休業前実施)
- ・生徒指導だより及び情報教育(ICT)推進リーダーによる情報提供、啓発

◇体験活動等、児童が大人と関わる機会の拡充、ふるさとの人とのふれあいに学ぶ

- ・系統的な指導「ふるさと教育」「防災・安全指導」「キャリア教育」
- ・正課クラブ等でのふるさと先生の活用
- ・体験学習(施設訪問、見学など)
- ・学校行事「入学式」「春季大運動会」「遠足」「芸術鑑賞教室」「能代七夕集会」「風の松原集会」「マラソン大会」「西っ子発表会」「修学旅行」「宿泊体験学習」「同窓会入会式」「卒業証書授与式」等

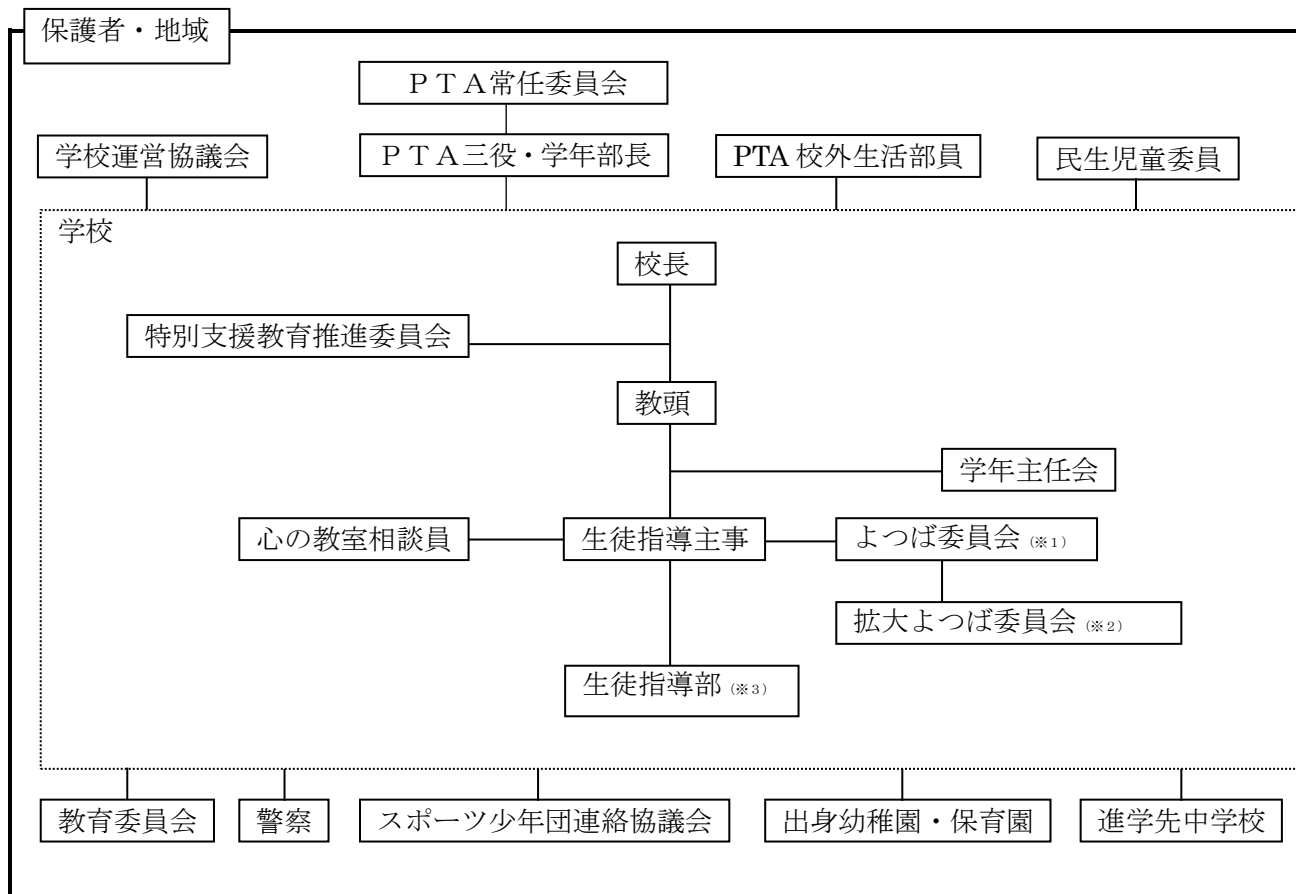
◇相談体制の整備

- ・心の教室相談員(週1回来校) ・分析とよい取組をまとめた事例集の周知
- ・相談窓口(別紙1)の児童、保護者へ周知

◇保護者・地域との連携

- ・学校報、学年通信、生徒指導だより ・地区訪問(5月)
- ・連絡帳、電話、tetoru(保護者連絡ツール)等
- ・学年PTA行事(年1回) ・PTA総会 ・授業参観と学年懇談会 個人面談
- ・PTA校外生活部員との連携(行事、及び長期休業明けにおける交通安全指導)
- ・地域行事への参加(長期休業中)
- ・学校運営協議会(年3回) ・学校教育評価(年1回)

3 組織図



※1 よつば委員会は、校長、教頭、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、養護教諭、学年主任、教務主任で構成する。

主な運営内容は、以下の通りである。

- ① いじめ、不登校、虐待、ヤングケアラーに関する報告を行い、認知について判定し、校長に具申する。
- ② いじめ、不登校などの問題に対して協力体制を整え、全職員が共通理解した上で取り組めるようにする。
- ③ 家庭・地域や関係機関との連絡を取りながら、問題行動などの未然防止や対応の仕方を話し合う。

※2 拡大よつば委員会は、よつば委員会、学校運営協議会、関係保護者、必要に応じて教育委員会、警察などの関係機関も含め構成する。

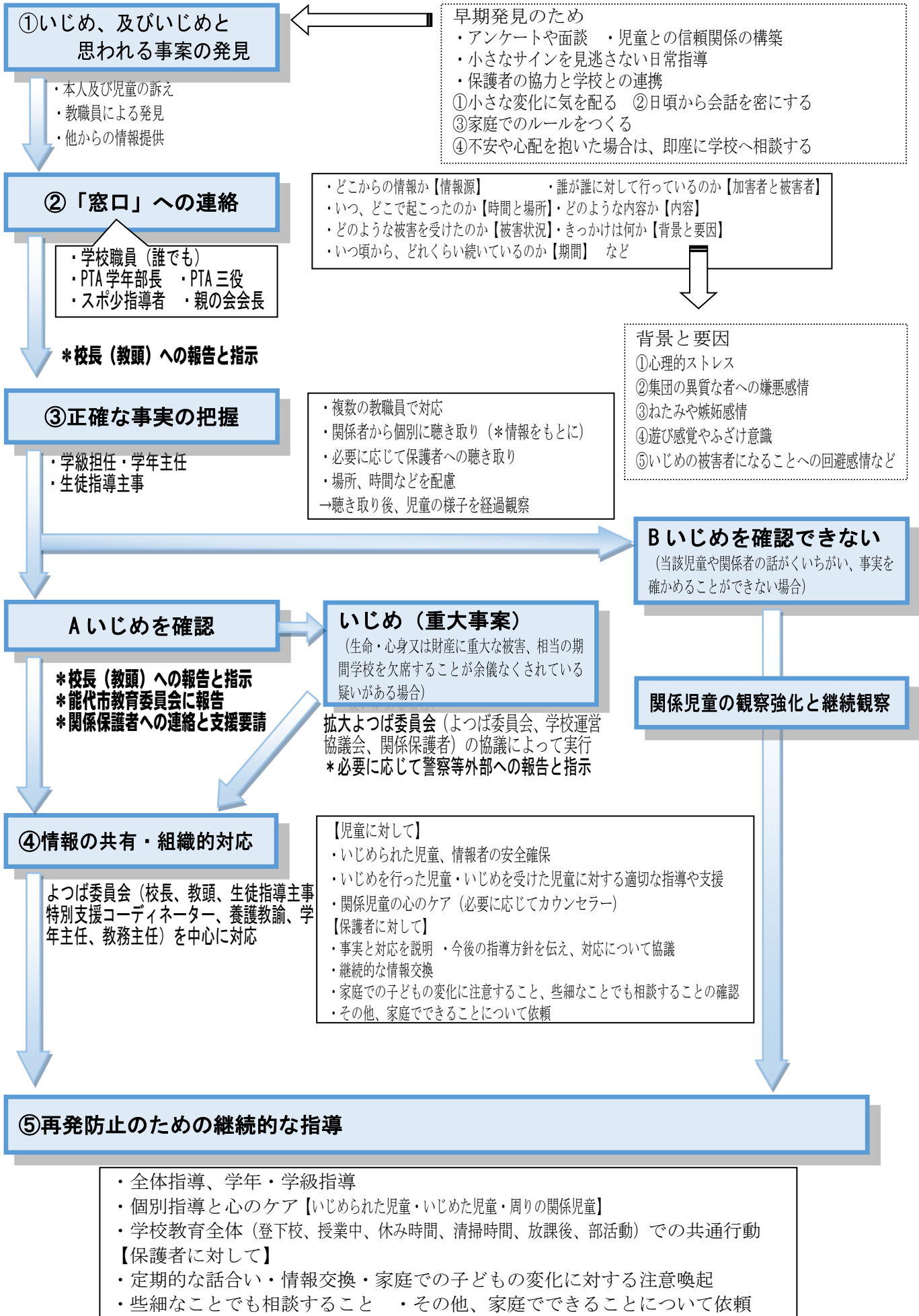
いじめが確認され、生命・心身又は財産に重大な被害、相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがある場合に校長の指示によって組織する。

※3 生徒指導部は、①校内生活 ②校外生活 ③交通安全 ④教育相談の4つを担当する。

4 今後に向けて

能代市立湊城西小学校『いじめ防止基本方針』は、平成25年度に初めて策定したものである。今後は年度が替わるごとに、必要に応じて随時、学校及び関係機関で、この方針を基に定期的に協議をし、よりよいものに改訂していく。

いじめの早期発見・組織的対応の流れ



①いじめ、及びいじめと思われる事案の発見

- ・本人及び児童の訴え
- ・教職員による発見
- ・他からの情報提供

早期発見のため

- ・アンケートや面談
- ・児童との信頼関係の構築
- ・小さなサインを見逃さない日常指導
- ・保護者の協力と学校との連携

①小さな変化に気を配る ②日頃から会話を密にする
③家庭でのルールをつくる
④不安や心配を抱いた場合は、即座に学校へ相談する

②「窓口」への連絡

- ・学校職員（誰でも）
- ・PTA 学年部長 ・PTA 三役
- ・スポ少指導者 ・親の会会長

- ・どこからの情報か【情報源】
- ・いつ、どこで起こったのか【時間と場所】
- ・どのような被害を受けたのか【被害状況】
- ・いつ頃から、どれくらい続いているのか【期間】 など

- 背景と要因
- ①心理的ストレス
 - ②集団の異質な者への嫌悪感情
 - ③ねたみや嫉妬感情
 - ④遊び感覚やふざげ意識
 - ⑤いじめの被害者になることへの回避感情など

③正確な事実の把握

- ・学級担任・学年主任
- ・生徒指導主事

- ・複数の教職員で対応
- ・関係者から個別に聴き取り（*情報をもとに）
- ・必要に応じて保護者への聴き取り
- ・場所、時間などを配慮
- 聴き取り後、児童の様子を経過観察

B いじめを確認できない
(当該児童や関係者の話がくいちがひ、事実を確かめることができない場合)

A いじめを確認

- * 校長（教頭）への報告と指示
- * 能代市教育委員会に報告
- * 関係保護者への連絡と支援要請

いじめ（重大事案）
(生命・心身又は財産に重大な被害、相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがある場合)

拡大よつば委員会（よつば委員会、学校運営協議会、関係保護者）の協議によって実行
* 必要に応じて警察等外部への報告と指示

関係児童の観察強化と継続観察

④情報の共有・組織的対応

よつば委員会（校長、教頭、生徒指導主事 特別支援コーディネーター、養護教諭、学年主任、教務主任）を中心に対応

- 【児童に対して】
- ・いじめられた児童、情報者の安全確保
- ・いじめを行った児童・いじめを受けた児童に対する適切な指導や支援
- ・関係児童の心のケア（必要に応じてカウンセラー）
- 【保護者に対して】
- ・事実と対応を説明・今後の指導方針を伝え、対応について協議
- ・継続的な情報交換
- ・家庭での子どもの変化に注意すること、些細なことでも相談することの確認
- ・その他、家庭でできることについて依頼

⑤再発防止のための継続的な指導

- ・全体指導、学年・学級指導
- ・個別指導と心のケア【いじめられた児童・いじめた児童・周りの関係児童】
- ・学校教育全体（登下校、授業中、休み時間、清掃時間、放課後、部活動）での共通行動
- 【保護者に対して】
- ・定期的な話し合い・情報交換・家庭での子どもの変化に対する注意喚起
- ・些細なことでも相談すること・その他、家庭でできることについて依頼

(別紙1) 相談窓口

[学校]

- ・学校職員（誰でも） 0185-52-2237・・・能代市立湊城西小学校
- ・PTA学年部長 ・PTA三役 ・スポ少指導者 ・親の会会長

[能代市の相談機関]

[能代市 official website](#) [能代市の相談活動や不登校対策事業](#)



[秋田県教育委員会]

[美の国あきたネット](#) [秋田県公式サイト](#) [こども・若者の相談窓口について](#)

